第九十六条　特定措置の履行要求の禁止

この章の規定の適用上、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定の附属書の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第九十七条　一時的なセーフガード措置

1　両締約国は、国際収支を擁護するための制限を課することを避ける努力を払う。

2　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、投資財産に関連する国境を越える資本取引並びに投資財産に関連する支払及び資金の移転に関する制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合

(b)　資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある例外的な場合

3　一方の締約国が採用し、又は維持する2に規定する制限的な措置は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a)　他方の締約国の投資家に対し第三国の投資家と同等の待遇を与えることを確保するものであること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　2に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(d)　一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。

(e)　他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(f)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

4　この条のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものと解してはならない。

第九十八条　信用秩序の維持のための措置

附属書六の第六条の規定は、この章の規定について準用する。

第九十九条　特別な手続

第八十七条のいかなる規定も、一方の締約国が、他方の締約国の投資家による投資財産の設立に関連して特別な手続（例えば、居住に関する登録の要件に従うこと）を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、当該一方の締約国がこの章の規定に従って当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える保護を実質的に害するものであってはならない。

第百条　租税に係る課税措置

1　次の規定は、各締約国の租税に係る課税措置について適用する。

(a)　第八十七条及び第八十八条の規定

(b)　当該租税に係る課税措置が第九十一条1に規定する収用を構成する限り、同条の規定

2　1(a)の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条(d)及び(e)の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

3　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の措置であって、両締約国間の二重課税の回避に関する協定の適用対象となるものについては、第八十七条の規定を援用することができない。

4　1(a)の規定の適用上、第九十四条の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

5　1(b)の規定の適用上、第九十四条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。

第百一条　健康、安全及び環境に関する措置

両締約国は、健康、安全又は環境に関する国内措置の緩和又は労働基準の引下げを通じて投資活動を奨励することが適当でないことを認める。各締約国は、自国の区域内における投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置及び基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第百二条　見直し

1　投資の更なる漸進的な自由化のため、両締約国は、法的枠組み、投資環境及び両締約国の区域の間の投資の流れであって、投資に関する他の国際協定に基づく両締約国の約束に適合するものについて、この協定の発効の日の後三年以内に、その後は一定の間隔で見直しを行う。

2　1に規定する法的枠組みの見直しには、第九十条1(c)の規定に従って締約国が採用し、又は維持する措置についての見直しを含める。

第十章　競争

第百三条　反競争的行為に対する措置

1　各締約国は、反競争的行為が貿易及び投資の自由化による利益を無効にし、又は侵害することがあること並びに反競争的行為が自国の市場の効率的な機能を妨げ得ることを認識して、自国の法令に従い、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

2　このような措置については、透明性、無差別及び手続の公正な実施の原則に従ってとるものとする。

3　この章の規定の適用上、「反競争的行為」とは、いずれかの締約国の競争法令の下で罰則又は制裁その他の排除に係る措置の対象とされる行動又は取引をいい、特に次のものを含む。

(a)　日本国の競争法令上の私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法

(b)　スイスの競争法令上の企業間の不法な合意及び支配的地位を有する企業による不法な慣習

第百四条　反競争的行為に対する取組に関する協力

1　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、両締約国の競争当局間の協力関係の進展を通じて各締約国の競争法令の効果的な執行に寄与するため、及び、これにより、各締約国の競争法令の適用に関連するすべての事項について両締約国間の紛争が生ずる可能性を回避し、又は軽減するため、反競争的行為に対する取組に関して協力する。

2　この条の規定に基づく協力の詳細及び手続については、実施取極第三章で定める。

第百五条　協議

前条の規定に基づくすべての関係手続が行われた後、一方の締約国が反競争的行為により引き起こされた貿易上の悪影響が残っていると認める場合には、当該一方の締約国は、当該貿易上の悪影響を除去するため、他方の締約国に対し合同委員会において協議するよう要請することができる。合同委員会における協議については、

(a)　いずれかの締約国の競争当局による競争法令の執行の妥当性を検討するものであってはならない。

(b)　いずれかの締約国の競争当局が自己の権限を行使する際の独立性を侵害するものであってはならない。

第百六条　第五条1及び第十四章の規定の不適用

1　第五条1及び第十四章の規定は、この章の規定については、適用しない。

2　この章の規定に基づく情報（秘密の情報を含む。）の交換の詳細及び手続については、実施取極第三章で定める。

第十一章　知的財産

第百七条　一般規定

1　両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分にして、効果的かつ無差別な保護を与え、及び確保し、それぞれの知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を十分かつ効果的に行使するための措置をとる。